

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

松浦市長 友田 吉泰

市町村名 (市町村コード)	松浦市 (42208)	
地域名 (地域内農業集落名)	調川1 (上免、中免、下免、江口)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域の農業従事者は高齢化が進んでおり、さらに後継者のいない農家もあることから地域農業の先が見えない状況にある。農地についても、段差のある狭い農地が多く、圃場に行くまでの農道や水路の劣化している箇所もあり、作業効率の悪い山間部の荒廃化が目立っている。一方、中山間地域等直接支払制度を活用している地域では、地域全体で保全管理を行い、農地を守っている状況にもある。
 有害鳥獣被害については、イノシシやカラス、サギ等による被害があるが、イノシシについてはワイヤーメッシュ柵で防護して被害を受けている箇所もある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻を中心とした農地の利用が行われている地域であり、今後も継続していく。
 圃場の確保としては、山間部で段差のある圃場も多く、また、地すべり地区もあるため、大規模な基盤整備は困難なことから、中山間地域等直接支払制度等の補助事業を活用し農道の改良や水路の改修等、作業効率を向上させる施設整備を検討し、農地の利用率向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	43.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	43.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の担い手が利用を行える農地について、集積・集約化を図る。荒廃が進んでいる農地や、農道・水路等の農業用施設が維持できない箇所は非農地とすることも検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
担い手への農地集積・集約を進めるため、離農者や後継者のいない農地などは農地中間管理機構を通して集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の状況に応じて、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
地すべり地区なので基盤整備が難しい。中山間地域等直接支払事業を活用し、老朽化した道路や水路の維持補修を行っていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
担い手への集積を進め、中心的な担い手の育成・確保を図る。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内の担い手や若手の農業者が作業を一部受託している状況であり、今後も地域全体で保全管理に務める。

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシの被害が拡大しないよう地域による防護柵の維持管理、有害鳥獣の目撃・被害状況の情報共有など、地域全体での対策ができるような体制を構築する。
- ⑩地域内の農業を担う者等変更が生じた場合には、地域計画の見直しを農業委員、農地利用最適化推進委員等の地域代表者への確認や書面やホームページ等による簡易な方法による協議を行う。なお、工場建設等に伴う大規模な農地転用など、地域農業に影響を及ぼすと考えられる案件について、協議の場を設けることとする。